

# 改憲論議を進めるより

被災者の生活再建こそ

10月20日から始まった今の臨時国会の冒頭、衆参両院の憲法審査会の委員と会長などの選出が行なわれました。憲法審査会の運営に関して定める「規程」は、衆院では2009年6月、参院では今年5月に議決されており(社民党は反対)、これで憲法審査会が本格的に動き出す態勢が整ったこととなります。

しかし、日本社会が今直面している最大の課題は、大震災と福島原発事故の被災者・被害者の生活再建であることは言うまでもありません。憲法が保障する生存権(25条)や幸福追求権(13条)を具体的に実現することこそが求められているのです。国会は、憲法改正の議論をしている場合ではありません。



## 「憲法価値」の実現図れ

社民党は、憲法審査会の動きを監視し、改憲原案作りを進めることに反対していきます。

# 社民党